

平成25年10月2日
東北経済産業局

「消費税転嫁対策室」の設置について

～消費税転嫁に係る事業者の取引上のお悩み相談をお受けします～

平成26年4月1日に予定される消費税率の引上げに際し、消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つです。

このため、東北経済産業局は、所掌事務の的確な遂行を図るため、本日付で「消費税転嫁対策室」を設置し、消費税の転嫁に係る取引上のお悩み等に関し、お電話で、または直接お会いして御相談いただける体制を整備しました。

1. 概要

- ・平成26年4月1日に予定される消費税率の引上げに際し、消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つです。消費税の転嫁を拒否する等の行為は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき禁止されています。
- ・このため、経済産業省は、消費税の転嫁対策に万全を期すことを目的として、本日付で省内及び各経済産業局等に「消費税転嫁対策室」を設置し、各室合わせて過去に例のない500名近くもの転嫁対策調査官を配置しました（このうち東北経済産業局は25名）。転嫁対策調査官は、書面調査等も活用しながら、消費税転嫁に悩む全国の事業者の皆様の声を拾い上げ、厳正に取締りを行ってまいります。
- ・消費税転嫁対策室では、消費税の転嫁に係る取引上のお悩み等について、お電話で、または直接お会いして御相談をお受けします。御相談いただいた方の秘密は厳守しますので、以下の消費税転嫁対策室まで、遠慮なく御相談下さい。

2. 東北経済産業局 相談窓口

消費税転嫁対策室（住所）宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号仙台合同庁舎6F
（電話）022-217-0411

3. 政府共通 相談窓口

（電話）0570-200-123

（本発表資料のお問い合わせ先）

東北経済産業局 総務課長 木村研一

（担当者：小林、丹野）

電話：022-221-4856（直通）